特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周防大島町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

周防大島町長

公表日

令和7年7月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法による、予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収などの事務
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表の第126号
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第153号項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の153、154項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	政策企画課 〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松126番地2 電話0820-74-1007
8. 特定個人情報ファイルの	・ の取扱いに関する問合せ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
連絡先	健康増進課 〒742-2803 山口県大島郡周防大島町大字土居1325番地1 電話0820-73-5504
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実施	X-1] ぞれ重点項目評値	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 面書又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書
されている。				
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	・通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業				[]人	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	が、いず ミスが発 ・予診票	重情報を管理する事績 れの局面においても 生するリスクへの対 等に記載された予防 種情報の記載がある	複数人での 策は十分でな 接種情報の	確認や、事績 あると考えら 健康管理シ	
9. 監査					
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	■関防大島町における措置 担当業務に必要な範囲でのみ閲覧、利用が可能となるようD・バスワード及び指数による2段階認証を行い、アクセス制限を実施している。また、各職員が閲覧等できる特定個人情報を担当業務に必要な範囲に制限し、担当していない業務に関する特定個人情報を担づけられることはない。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスタへの対策は十分であると考えられる。 ■中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (1物理的安全管理措置 ・中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (2) 物理的安全管理措置 ・中間サーバ・ブラットフォームにおける措置 (2) 技術的安全管理措置 ・中間サーバ・ブラットフォームでは以下がついることから、権限のないキ(元職員、アクセンターへの入室を厳重に管理する。・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (2) 技術的安全管理措置 ・中間サーバ・ブラットフォームでは以下M(コンビュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータイース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (2) 技術的安全管理者を、中間サーバ・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・中間サーバ・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。・専用・バ・ブラットでは、かんに表別にないを要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。 「物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドにおける措置 ・ガバメントクラウドにおける措置 ・ガバメントクラウドにおける措置 ・ガバメントクラウドを選者は利用を全に対したないを選出を行っている。 22 技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用系のデータにアクセスしない契約等となっている。 22 技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用を手は入り、以下同し、以てが、バメントクラウドが提供するイネージドサービスにより、ネットワークアクディビティ、データアクセスパターシ、アカウント動作等について継続的にモニタリングをオーンデサービスにより、ネットワークアクディ、データアクをクロ・ファカウント動作等について継続的にモニタリングをオース・デービスにより、ネットワークアイディ、データアクラウドの事を信し、付款を持ついて、必要に応じてセキュリティグ・の適用を行う。 ・グラウド事業者は、ガバメントクラウドは、中のイルス対策ソフトを導入し、パター・ファイルの更新を行う。 ・グラウド事業者は、ガバメントクラウドは、中のイルス対策ソフトを導入し、一般に応じて、インラウドの表を行う。・グラウド事業者は、ガバメントクラウドでは、日本では、対域がよりでは、日本では、ロイン・ロイン・ロイン・ロイン・ロイン・ロイン・ロイン・ロイン・ロイン・ロイン・			